

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度の お知らせ

保険証(被保険者証)の
一斉更新について



現在お使いの保険証の有効期限は

令和2年 **7月31日** までです!

**7月中に新しい
保険証を交付します**



お手元に届きましたら、お持ちの「保険証」を破棄し、有効期限が
令和3年7月31日となった水色の保険証をご使用ください。※1

※1 新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市区町村により交付時期や交付方法が異なります。
市区町村のお知らせ(広報誌や回覧板など)にて、ご案内している場合がございますので、
ご確認ください。

古い保険証は
市区町村にお返しいただくか
破棄してください

保険証の色が
変わります
(水色)



必ず有効期限をご確認ください!

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市区町村の
後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

医療機関での一部負担金の割合

更新にあたり、平成31・令和元年中の所得等をもとに負担区分を判定します。このため、令和2年8月1日以降は、一部負担金(自己負担)の割合(「一般」の方は1割、「現役並み所得者」の方は3割)が変更になる方がいます。被保険者証に一部負担金の割合が記載されているので、ご確認ください。

臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

保険料や一部負担金のお支払いが困難な方へ

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料や一部負担金のお支払い(医療機関へのお支払い)が困難となった方は、申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市区町村で受けられます。



◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方へ

- ①新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や新型コロナウイルスの影響で世帯の主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少した方は「**保険料減免制度**」
 - ②新型コロナウイルスの影響で収入が減少するなど保険料のお支払いが困難な方は「**保険料徴収猶予制度**」
 - ③新型コロナウイルスに感染(疑い含む)し、連続4日以上欠勤し給与収入が減少した方は「**傷病手当金制度**」
- を受けられる場合がありますので、①②についてはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口、③については北海道後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

◆マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります(令和3年3月(予定))

マイナンバーカードの取得と事前登録が必要です。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)または、お住まいの市区町村のマイナンバー担当窓口へご相談ください。



現在お使いの減額認定証・限度額適用認定証の

有効期限は令和2年7月31日までです！



8月1日より

減額認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

限度額適用認定証

新しい

に変わります



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和3年7月31日
交付年月日 令和2年8月1日

被保険者番号 01234567

被保険者 住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和7年7月7日

発効期日 令和2年8月1日

適用区分 区分Ⅱ

令和2年8月1日

保険者印

新しい減額認定証 限度額適用認定証 は7月中に交付します

- ① 入院及び外来で受診する際には、保険証と一緒に提示してください。
- ② 減額認定証 限度額適用認定証 をお持ちでない方で交付対象の方は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

減額認定証・
限度額適用認定証の
色が変わります
(黄色)

必ず 有効期限をご確認ください！

減額認定証 限度額適用認定証 を提示して受診した場合

- 入院及び外来の窓口での自己負担額が次のように減額されます。
- 入院したときは、医療費自己負担額のほかに、食事代などの一部が減額されます。
- 減額認定証の交付対象は、区分Ⅱ・区分Ⅰの方となります。
- 限度額適用認定証の交付対象は、現役Ⅱ・現役Ⅰの方となります。
- 減額認定証を提示しなかった場合は「一般」、限度額適用認定証を提示しなかった場合は「現役Ⅲ」の自己負担額が適用となります。



認定証	適用区分		一部負担金割合	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	食事療養標準負担額	生活療養標準負担額	
						食事代	食事代	居住費
限度額適用認定証	現役Ⅲ	住民税の課税所得が 690万円 以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方	3割	252,600円+(医療費－842,000円)×1% 【多数回140,100円※1】		1食 460円 ※2	1食 460円 ※3	1日 370円
	現役Ⅱ	住民税の課税所得が 380万円 以上、 690万円 未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方		167,400円+(医療費－558,000円)×1% 【多数回93,000円※1】				
	現役Ⅰ	住民税の課税所得が 145万円 以上、 380万円 未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方		80,100円+(医療費－267,000円)×1% 【多数回44,400円※1】				
	一般	住民税課税世帯で1割負担の方	1割	18,000円	57,600円 【多数回44,400円※1】			
減額認定証	区分Ⅱ	住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方		8,000円	24,600円	90日までの入院 1食 210円 90日を越える入院 1食 160円※4	1食 210円	1日 370円 ※5
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯であり、次のアまたはイに該当する方 ア.世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方 イ.老齢福祉年金を受給している方			15,000円	1食 100円	年金受給額が80万円以下の方 1食 130円 老齢福祉年金を受給している方 1食 100円	

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、1食260円です。 ※3 一部医療機関では、420円です。

※4 過去12か月で区分Ⅱの減額証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を越えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

※5 指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、0円となります。

◆「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発費用が少なく済むため価格が安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村の後期高齢者医療担当窓口で配布しておりますので、ご活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



お問い合わせ先

お住まいの市区町村の
後期高齢者医療担当窓口

または

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ☎011-290-5601